

合併処理浄化槽を設置しませんか！

町では、「生活環境の向上」と「神流川汚染防止」等を目的として、合併処理浄化槽整備事業を行っています。

この事業は、町の費用（一部設置者負担となる経費が発生する場合有り）で皆様方のお宅や事業所等へ合併処理浄化槽本体を設置するという、非常に恵まれた生活排水処理事業です。

下記により令和3年度設置希望者を対象に受付を行っておりますので、設置を希望される方はお早めに役場住民生活課へお申し込み下さい。

対象者

1. 新規の合併処理浄化槽設置希望者や事業所等での設置希望者
2. 単独浄化槽等を撤去して合併処理浄化槽を設置する希望者

浄化槽使用料

1. 5人槽・・・3,300円/月
2. 7人槽・・・4,200円/月
3. 10人槽・・・5,900円/月

※維持管理は町で行います。よって設置者が維持管理・清掃業者へお金を支払うことは、一切ありません。（ただし、修繕費は除きます。）

町が負担する費用

1. 設置に係る設計監理費
2. 合併処理浄化槽本体購入費
3. 合併処理浄化槽本体設置工事費

※上記費用でも、右欄3・5に掲げる経費に該当する費用は、設置申請者負担です。

設置申請者が負担する費用

1. 住宅、トイレ等改修費用（必要な場合）
2. 配管工事やマス設置工事
3. 駐車場仕様工事費（希望者）
4. 単独浄化槽撤去工事（希望者）
5. 本体工事費のうち、国の基準額超過費用（該当者少数）

申込手続：事前連絡のうえ役場へお越しただければ、担当がご説明いたします。その後、必要書類（申請書・住民票・家の平面図等）を添えて申請手続きとなります。

申込締切：令和3年7月30日（金） ※実際の工事開始は秋以降となります。 ※締切後の受付は行いませんのでご注意ください。 締切前でも整備予定基数を超えた場合は、受付できません。

浄化槽エコ補助金がついてお得です！

単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽へ転換を行った場合、1基につき10万円の補助金が出ます。

（※この補助金を受けるためには既存の単独浄化槽やくみ取り槽を原則撤去処分することが前提となります。その撤去費用は設置申請者負担となります。）

問合せ先・・・役場住民生活課 環境衛生係

電話：57-2111（内144）